香取広域市町村圏事務組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

令和6年10月25日

規則第3号

(趣旨)

第1条 行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)、千葉県行政手続条例(平成7年千葉県条例第48号。以下「県条例」という。)及び香取広域市町村圏事務組合行政手続条例(令和6年香取広域市町村圏事務組合条例第9号)に基づき管理者その他の処分権限を有する者が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続は、この規則の定めるところによる。

(聴聞及び弁明の機会の付与の手続)

第2条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、香取市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成18年香取市規則第15号)の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第2条第1項)

 第
 号

 年
 月

 日

様

行政庁

印

聴 聞 通 知 書

次のとおり聴聞を行いますの で、

の規定により通知し ます。

聴	聞	Ø	件	名						
予定	されるフ	不利益。	処分のP	勺容						
不利益	並処分の	根拠とな	よる法令の	の条						
不利	益処分	分の原因	因となる	事実						
聴	聞	Ø	期	日						
聴	聞	Ø	場	所						
		事務を原及 び	所掌する紹 所 在	組織 地						
聴	聞 0)主	宰	者	職氏	名 名			聴聞の公 開の有無	

備考

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。
- 2 聴聞が終結するまでの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 聴聞の期日には、代理人を出頭させることができます。この場合には、委任状を提出してくだ さい。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞 の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 5 やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日及び場所の変更を申し出ることができます。
- 6 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

第2号様式(第2条第2項)

第 号

聴聞公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、 の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。

年 月 日

行政庁

印

聴聞の件名	
不利益処分の名あて人となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人 となるべき者の住所	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌 する組織の名称及び所在地	

この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

様

行政庁

印

聴聞期日(場所)変更通知書

香取市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第3条第3項の規定により、次のとおり 聴聞の期日(場所)を変更したので通知します。

聴聞の	件 名	
時間の押口(担託)	変更前	
聴聞の期日(場所)	変更後	

第4号様式	(第4条第1項)	

委 任 状

年 月 日

様

住 所 氏 名

私は、次の者を代理人と定め、聴聞(弁明)に関する一切の行為を委任します。

聴聞(弁明)の	件名	
氏	名	
住	所	

※委任者の氏名は自署してください。(法人の場合は記名押印)

第5号様式(第4条第2項)

代理人資格喪失届

年 月 日

様

届出者 氏 名

次の代理人は、その資格を失ったので、届け出ます。

聴聞(弁明) の件名	
氏	名	
住	所	

※届出者の氏名は自署してください。(法人の場合は記名押印)

笙	6	号様式	(笙	54	2. 绝	1	項)
20	u	ケガメル	(1/1)	ひっ	K 717	- 1	一只

参加許可申請書

年 月 日

主宰者様

申請者 住 所 氏 名

次の聴聞に関する手続に参加したいので、

の規

定により許可してくださるよう申請します。

聴聞の件名	
利害関係の内容	

※氏名は自署してください。(法人の場合は記名押印)

筆っ	号様式	(第5	条笛	2項)
<i>7</i> 77 /	つっかと	(2)	$\sim \sim 10$	4 7 7 7

様

主宰者

参加許可通知書

年 月 日付けで申請のあった聴聞に関する手続への参加については、 の規定により、次のとおり許可したので通知します。

聴	聞	0	件	名	
聴	聞	0	期	日	
聴	聞	0	場	所	
聴聞	引に目	引する	る事績	务を	
所当	官する	5組紀	戦の名	呂称	
及	び	所	在	地	

第8号様式(第6条第1項)

資料 閲覧請求書

年 月 日

様

住 所 請求者 氏 名

の規定により、次のとおり不利益処分の原因と

なる事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようと	
する資料の名称	

※氏名は自署してください。(法人の場合は記名押印)

笙 g	と 様式	(第8条	笛 1	項)
3D O	7 136 146		יו הדי	- 52

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者様

中請者 住 所 氏 名

次の聴聞について補佐人とともに出頭したいので、

の規定により許可してくださるよう申請します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
補佐する事項	

※申請者の氏名は自署してください。(法人の場合は記名押印)

第10号様式(第8条第2項)

第号年月日

様

主宰者

補佐人出頭許可通知書

年 月 日付けで申請のあった、補佐人とともに出頭することについては、 の規定により、次のとおり許可したので通知します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

第 1	11	号様式	(第	12条)

第号年月日

様

主宰者

聴 聞 続 行 通 知 書

次のとおり聴聞を続行するので、	の規定により

通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

第 12 号様式 (第 13 条第 1 項)

	聴	聞	調	書			
						第	号
				主宰者	職名氏名		
聴聞の件名							
聴聞の期日			年	月	日		
聴聞の場所							
出頭した当事者 (代理人・補佐人) の住所及び氏名							
出頭した参加人 (代理人・補佐人) の住所及び氏名							
出頭しなかった当事 者の住所及び氏名 並びに出頭しなかっ たことについての							
出頭しなかった参加 人の住所及び氏名							
行政庁の職員の職名及び氏名							
行政庁の職員の 説 明 の 要 旨							
当事者、参加人、代理 人及び補佐人の陳述 の要旨(提出された 陳述書における意見							
証拠書類等の標目							
その他参考となるべき事項							

第	13	号様式	(第	13	条第	3	項)
---	----	-----	----	----	----	---	----

様

主宰者

報告書

次の聴聞が終結したので、

します。

聴聞の件名	
不利益処分の原因	
となる事実に対する当事者及び参加	
人の主張並びにその理由	
主宰者の意見	

第14号様式(第14条第1項)

聴聞調書·報告書閲覧請求書

年	月	E
	/ 1	

様

 請求者
 住 所

 氏 名

の規定により、次のとおり聴聞調書又は報告書

の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする書類の名称	

- 注 請求者の氏名は自署してください。(法人の場合は記名押印)
- 注 聴聞の終結前にあっては当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあっては管理者又は消防長(消 防署長)に請求すること。

笙	15	号様式	(笙	15	冬)
777		7 TXK .L.L.	\ '\\	1 . ,	\sim $^{\prime}$

第号年月日

様

主宰者

聴 聞 再 開 通 知 書

次のとおり聴聞を再開するので、

の規定により通知します。

聴	聞	の	件	名	
聴	聞	の	期	日	
聴	聞	の	場	所	

笙	16	号様式	(笙1	7 冬曾	色1耳	三)
20	ıv	7 TX _L.	\ '\\	1 75 7	7 1 -	ન /

様

行政庁

印

弁明の機会付与通知書

弁 明 の 件 名	
予定される不利益	
処 分 の 内 容	
不利益処分の根拠	
となる法令の条項	
不利益処分の	
原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の	
機会付与の有無	
口頭による弁明の	
機会付与の日時	
口頭による弁明の	
機会付与の場所	

第17号様式(第17条第2項)

第 号

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、

] の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付 するので申し出てください。

年 月 日

行政庁

印

弁 明 の 件 名	
不利益処分の名あて人となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人となるべき者の住所	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁明書の提出期限	
聴聞に関する事務を所掌する 組織の名称及び所在地	
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時	
口頭による弁明の機会付与の場所	

この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。